

(第一類 第四号)

第二回國會 司法委員會 議 録 第十五号

(二六〇)

昭和二十三年五月一日(土曜日)

午後一時四十九分開議

出席委員

委員長代理 岸田 良作君

理事 石川金次郎君 理事八並 達雄君

岡井藤志郎君 角田 幸吉君

佐藤 昌三君 花村 四郎君

松本 弘君 山口 好一君

井伊 誠一君 棚原 千代君

中村 又一君 吉田 安君

酒井 俊雄君

出席國務大臣 鈴木 義男君

出席政府委員

法務政務次官 松永 義雄君

五月一日

裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出)(第五一号)

檢察官の俸給等に関する法律案(内閣提出)(第五二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出)(第五一号)

檢察官の俸給等に関する法律案(内閣提出)(第五二号)

朝鮮人騒擾事件に関する件

○鐵治委員長代理 それでは會議を開きます。

本日付託せられました裁判官の報酬等に関する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律案の両案について、政府の説明を願います。

裁判官の報酬等に関する法律案

裁判官の報酬等に関する法律

第一條 裁判官の受ける報酬その他

の給與については、この法律の定めるところによる。

第二條 裁判官の報酬月額は、別表

による。

第三條 各判事、各判事補及び各簡

易裁判所判事の受ける別表の報酬の

身は、最高裁判所が、これを定める。

第四條 裁判官の報酬は、発令の日

から、これを支給する。但し、裁

判官としての地位を失つた者が、

即日裁判官に任ぜられたときは、

発令の日の翌日から報酬を支給す

る。

2 裁判官の報酬が増額された場合

には、増額された日からあらたな

額の報酬を支給する。

第五條 裁判官が死亡し、又はその

地位を失つたときは、その日まで、

報酬を支給する。

第六條 裁判官の報酬は、毎月、最

高裁判所の定める時期に、これを

支給する。但し、前條の場合にお

いては、その際、これを支給す

る。

第七條 第四條又は第五條の規定に

より報酬を支給する場合において

は、その報酬の額は、報酬月額の

二十五分の一をもつて報酬日額と

し、日割によつてこれを計算す

る。但し、その額が報酬月額を超

えるときは、これを報酬月額にと

する。

定めるものとする。

第八條 裁判官の退官手当は、一般

の官吏の例に準じて最高裁判所の

定めるところにより、これを支給

する。但し、彈劾裁判所の罷免の

裁判に因る退官の場合には、これ

を支給しない。

第九條 報酬及び退官手当以外の給

與は、最高裁判所長官、最高裁判

所判事及び高等裁判所長官には、

國務大臣の例に準じ、その他の裁

判官には、一般の官吏の例に準じ

て最高裁判所の定めるところによ

りこれを支給する。但し、労働基

準法の施行等に伴う政府職員に係

る給與の應急措置に関する法律

(昭和二十二年法律第六十七号)

による超過勤務手当は、これを支

給しない。

第十條 生計費及び一般資金事情の

著しい変動により、一般の官吏に

ついて、政府がその俸給その他の

給與の額を増加し、又は特別の給

與を支給するときは、最高裁判所

は、裁判官について、一般の官吏

の例に準じて、報酬その他の給與

の額を増加し、又は特別の給與を

支給することができる。

第十一條 裁判官の報酬その他の給

與に関する細則は、最高裁判所

が、これを定める。

附 則

第十二條 この法律は、公布の日か

ら、これを施行する。但し、報酬

その他の給與(旅費を除く。以下

これに同じ。)の額に関する規定は、昭和二十三年一月一日に遡及して、これを適用する。

2 昭和二十三年一月一日以後すでに支給された報酬その他の給與は、前項但書の規定により支給されるべき報酬その他の給與の内拂とみなし、これを超える額(退官手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。)は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

第十三條 判事を兼ねる簡易裁判所判事の報酬月額は、当分の間、判事の報酬月額による。

第十四條 裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十五号)は、これを廃止する。但し、司法修習生の受ける給與については、なお従前の例による。

判 事	判 事 補
一 号 二万五千円	一 号 一万円
二 号 二万四千円	二 号 八千円
三 号 二万三千円	三 号 七千円
四 号 二万二千円	四 号 六千円
五 号 二万一千円	五 号 五千円
六 号 二万円	六 号 四千円
七 号 一万九千円	七 号 三千五百円
八 号 一万八千円	八 号 三千円

判 事	判 事 補
一 号 二万四千円	一 号 八千円
二 号 二万三千円	二 号 七千円
三 号 二万二千円	三 号 六千円
四 号 二万一千円	四 号 五千円
五 号 二万円	五 号 四千円
六 号 一万九千円	六 号 三千五百円
七 号 一万八千円	七 号 三千円
八 号 一万七千円	八 号 二千五百円

判 事	判 事 補
一 号 二万四千円	一 号 八千円
二 号 二万三千円	二 号 七千円
三 号 二万二千円	三 号 六千円
四 号 二万一千円	四 号 五千円
五 号 二万円	五 号 四千円
六 号 一万九千円	六 号 三千五百円
七 号 一万八千円	七 号 三千円
八 号 一万七千円	八 号 二千五百円

は、これを支給しない。

第二條 檢察官の俸給月額は、別表による。

第三條 法務總裁は、各檢察事及び各副檢察事の別表により受くべき俸給の号俸を、職務と責任に應じ、更に勤務成績を考慮し、且つ初任給、昇給その他檢察事及び副檢察事の受くべき俸給の号俸の決定に関する準則に従つて、これを決定する。

第四條 檢察廳法第二十四條の規定により欠位を待つことを命ぜられた檢察官には、引きつづき扶養手当及び勤務地手当を支給する。

第五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六條 この法律の規定による俸給その他の給與（旅費を除く。）は、昭和二十三年一月一日に遡及してこれを支給する。

第七條 檢察官の俸給等の應給的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十六号）は、これを廃止する。

第八條 この法律の規定は、國家公務員法の如何なる條項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。

別表

区	分	月	額	檢察事	副檢察事
檢察總長	二	二	二	一	八
				二	七
				三	六
				四	五
				五	四
				六	三
				七	二
				八	一
				九	〇
				一〇	九
次長檢察事	一	一	一	一	八
				二	七
				三	六
				四	五
				五	四
				六	三
				七	二
				八	一
				九	〇
				一〇	九
東京高等檢察廳檢察事	一	一	一	一	八
				二	七
				三	六
				四	五
				五	四
				六	三
				七	二
				八	一
				九	〇
				一〇	九
その他の檢察事	一	一	一	一	八
				二	七
				三	六
				四	五
				五	四
				六	三
				七	二
				八	一
				九	〇
				一〇	九

〇鈴木國務大臣 たいだいま議題となり
ました裁判官の報酬等に関する法律案の提案理由を申し上げます。

裁判官の報酬につきましても、憲法及び裁判所法の規定に基き、昭和二十二年四月十七日第九十二回帝國議會におきまして、裁判官の報酬等の應給的措置に関する法律が定められ、同年五月三日から施行せられたのであります。この法律は、その名の示してありますように、裁判官の報酬等につきましても、終戦後におきます國內の不安定な経済情勢に鑑み、應給的措置として、一應の定めをなしたものであります。本年の一月一日から、その効力を失うことになっております。しかしながら、経済情勢はその後依然として安定するに至らなかつたので、第一回國會及び今國會におきまして、二回にわたり、この法律の有効期間が延長せられてまいりましたが、この期間もいよいよ来る五月二日をもつて満了することになりましたので、これに對し何らかの立法的措置を講じなければならなくなつたのであります。しかるに最近におきましては、外資の導入、賠償の見透しその他等によりまして、わが國の産業、経済もより安定的の曙光を見るに至り、一般の政府職員、警察官、消防官、一般の公務員の給與は、このほど公布せられまして、政府職員の俸給等に関する法律によりまして、平均月收二千九百二十円の基準で体系づけられることになりましたので、この際裁判官の報酬その他の給與につきましても、これに對應して、その職務の特殊性と重要性とに鑑み、職階制を加味した新水準による給與を定めることにいたすべく、ここにこの法律案を提出いたした次第であります。

ます。

民主主義國家における司法の職責の重要なことについては、今さら申し上げるまでもないところであります。新憲法下におきましては、裁判所は一切の法律上の争訟に関する裁判権を有し、法律、命令、規則または処分が、憲法に適合するかどうかを決定し、また訴訟手続等に関する規則を制定する等の重要な権限を與えられて居ります。これは、つとに御承知の通りであります。しかも終戦後の社会的、経済的混亂動搖の中に処して、國家再建のために、法的秩序の確立を保持する司法の任務の至高にかつ緊要なことにについては、今さら申し上げるまでもないことであります。しかしながら、このような重要な権限を適正に行使し、至高な任務を遺憾なく遂行することは、きわめて困難であります。その任に當る裁判官に人格、識見ともに高邁であつて、しかも法律的素養豊かな人材を得て、しかもその人が後顧の憂なくその職務に励精することによつて、初めてこのことが望み得るのであります。しかるに轉つてわが國の現狀をみますると、裁判官は、一般の日常生活はきわめて困難、かつ道義的、廉潔の現下の社会環境のもとにおいて、窮乏に耐えつつ清廉よく身を持ち、激増の一途をたどる諸案件を処理して、よくその任務を果しているのではありませんが、その職務の重大かつ高貴なるに反し、その報酬はあまりにも乏しく、日々高騰する物價の波に押し流されて、経済的最低生活を維持することすら困難な状態にあるのであります。あるいは職に倒れ、あるいは生活難に伏して回復せず、あるいは生活難のため、心ならずも職を他に轉ずる者等が相次ぎまして、昨年中のみにても、退職者は百十三名を数え、現在における裁判官の欠員数は、実に三百十名の多きに達しておるのであります。これはまことに憂慮すべきことであります。これを現狀のまま放置するがごときことは、民主國家の國民として、まことに恥すべきことと存するのであります。新憲法が、裁判官の報酬について、特に規定を設けておりますことは、まことに意義深いことであります。裁判官の擔う重責と使命とを考えると、裁判官の擔う重責と使命とを考えると、裁判官にふさわしい生活を保障するに足るものであるように定めることは、國民の義務であると信するのであります。よつて裁判官が、一般官吏に比し高い報酬を受けるべきは当然でありまして、最高裁判所の裁判官などは、國務大臣と同等あるいはその上の報酬を、またその他の裁判官は、これに準ずる報酬を受けるのが相当であると信するのであります。米國及び英國の裁判官が、他の官吏に比し、特に高い待遇を受けておることは、御承知の通りであります。しかしながら、國家財政窮乏の現狀にありましては、特に高い裁判官の報酬を定めることは不可能であります。また政府職員全般の給與体系との調和をも考慮しなければなりませんので、この法案におきましては、これらの事情をも考慮して、裁判官の報酬の額を一應別表の通り定めたのであります。この金額といえども、物價指數、生計費指數及び所得稅率等を勘考して戰前の俸給と比較するときは、決して十分のものでなく、むしろはなはだ乏しいものであることは、御

了解を願ふことと信ずるのであります。この法案は、裁判官の報酬の額を定めたほか、その支給方法や報酬以外の給與に関する規定などを定め、なおその施行に必要な経過規定を定めたものであります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

檢察官の俸給等に関する法律案の提案理由を申し上げます。檢察官の俸給等に関する法律は、檢察廳法第二十一條の規定に基づき、さきに檢察官の俸給等の應給の措置に関する法律を制定施行したのであります。その後一般公務員の給與体系が確立しないために、檢察官についても、その給與水準を確立することができず、やむなく右應給措置の法律を二回にわたり延期を重ねてまいつたのであります。来る五月三日をもつて、右延期の期限が満了し、檢察官の俸給についての根拠法律は、その効力を失ふこととなつておるので、この際右應給措置の法律に代るべき檢察官の俸給の法律を制定する必要があるものであります。

この間國內経済情勢は刻々変化し、國家公務員全般の給與も、二千九百二十円の水準において体系づけられることと相なりましたので、檢察官についても、その水準における給與の体系を確立し、もつて一般公務員の給與水準に即應せしめるとともに、檢察官の職責に鑑み、その準司法官的性格を重視し、他の一般行政官とは異なり、裁判官に対する待遇に準じた給與を與ふることとしたため、ここに本法案を提出した次第であります。

御承知のごとく、檢察官は國內治安確保の中核をなし、近時激増頻発しつ

つある凶悪事犯の検査や、経路事犯の処理等に忙殺せられてゐるのみならず、最近では隠匿藏事事件の摘発処理に当り、顯著なる功績をあげてゐるのであります。

その職責の重大にして、その任務の繁忙なるに引替へ、その給與がこれに伴わないために、あるいは病床に倒れ、または生活難のため、やむなく他の職に轉ずる等、最近の退職者の激増を來し、他方檢察官志望者もきわめて少く、毎月の未済事件は、処理件数をはるかに凌駕し、累月未済の増加を見るにいたり、遂に檢察機能の全面的後退の徴候すら看取せられ、治安維持上由々しき事態の招來を懸念せられるに立ち至つてゐるのであります。

申すまでもなく、檢察官はきわめて高度の素質と教養とを要せられ、任用資格も嚴重をきわめる特殊の技能職でありまして、たやすく余人をもつて代へがたいものであります。その任務は最も嚴正公平に、是非曲直を明らかにすべき準司法官的性格を有し、またその性質上副収入は全然なく、またあるべからざるものでありますので、その生活を維持安定し、安んじてその職務に専念せしむるためには、それに相應する待遇を與へなければならぬのであります。

もちろん、國家財政窮乏の折柄でありますから、檢察官の給與も一應二千九百二十円水準のわく内において考へべきことは、申すまでもありませんが、そのわく内における最大限の待遇を與へたいのであります。

本法律案第一條は、檢察官も國務大臣及び一般官吏の給與体系に則ること

月額は別表に定める額によることとし、第三條において俸給の支給進則の規定を設け、第四條において、檢察廳法第二十四條の規定による廢廳の場合の扶養手当等を規律したものであります。なお附則は本法施行に關して必要な細則を明らかにしたものであります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことを御願ひいたす次第であります。

○鐵道委員長代理 花村四郎君。○花村委員 本日は提案理由の説明を聴く程度に止め、質問は次会にまわされんことを希望いたします。

なおこの機会に法務總裁の大坂並びに神戸における朝鮮人の学校閉鎖事件に關する報告あらんことを希望いたします。

○鐵道委員長代理 ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○鐵道委員長代理 速記を始めて。それでは花村君の御質問に應じて法務總裁の御答弁を願ひます。

○鈴木國務大臣 今度の朝鮮人騒擾問題に關しましては、私は二十七日、八両日に跨つて、現地ですばりに調査をいたしてまいつたのであります。要するに学校問題の経緯は、すでに御承知のことと存するのであります。日本に

おります朝鮮人諸君が、第三國人として自分たち独自の学校をもちたい、独自の民族文化を育成し、保存し、独立朝鮮國の將來を担うべき國民を養成するのであるから、自分たちの計画に従つて学校を經營し、教科書も編纂し、あるいは教師も選派し、朝鮮語をもつて教育したい、といういふことで今

日までまいつてきておるのであります。が、政府は慎重考慮いたしました結果、國內における義務教育は、すべて教育基本法並びに教育基準法等に則りまして、これをいたすことが適當である。そのほかに、もし特殊の教育を施したければ、課外としてやるべきである。こういう建前を堅持いたしまして、その方針に基いて、諸々学校を整理していくことを決意いたしましたわけでありまして、その方針に則りまして、各府縣知事がその府縣内の朝鮮人学校に對して閉鎖命令を出したのであります。が、その例にならぬまま、大阪にお

きましては、四月十五日閉鎖命令を出したのであります。また兵庫縣におきましては、四月十日閉鎖命令を出したのであります。しかるに朝鮮人諸君はこれに應ぜずして、多数の威力を頼んで、知事に迫つてこの命令を撤回せしめようと企てた次第であります。その結果大阪におきましては、二十三日に、朝鮮人教育問題對策人民大会といふものを開催したことに相なりまして、主として朝鮮人連盟の幹部諸君が發起してやつたのであります。各方面にそれ／＼狩出しのようなことを行ひまして、そうして大阪大手前公園、府廳前の廣場において大会を開き、もつともその前に朝から三回も大会を別に開きまして、それ／＼結果集した上で、それがさらに大手前公園に集結するといふ段取りになつておつたのであります。正午ごろ約七千の朝鮮人諸君が大

手前公園に集まり、その中から少數の代表者が出て、そうして府知事に面会して撤回を迫るといふことになつておつたのであります。その趣旨は、民族独自の教育施設をもつべきであるとい

うことばもちろんであります。が、これらの人々を集めようとしたために、あるいは集まつた後会場において、それ／＼述べておる演説意見等によつて、ほゞ察知することができるのであります。それは大体こういうものであります。朝鮮人学校に對して今般閉鎖命令が發せられたことは、周知の事実である。日本は軍國主義の盛んなりし時期において、朝鮮を日本の領土となし、三十年代年間筆舌に盡せない侵略行爲をなした。このたびの戦争において日本は敗戦し、祖國朝鮮は獨立國家として解放されたのである。このときにおいて、

次代の朝鮮を背負う學童の教育機關である朝鮮学校を閉鎖せしむることは、日本帝國主義の再現である。日本政府の反動的なこの措置に對して、われわれはあくまでも對抗して、最後の勝利を獲得しなければならぬ。この意味において、今日のデモ行進には全員参加することを希望する、といううな趣旨であるのであります。

なお多少背景を明らかにいたしますために、一、二の会場において行われ、生野支部大会におきまして、大手前に来る前にやつておつた支部の大会の席上で、日本共產黨關西地方委員柳田春夫君から、次のようなメッセーを發表したのであります。「私は日本共產黨を代表して、朝鮮の皆様に激励の言葉を申し上げる。今回の日本政府が行ひたる朝鮮人学校閉鎖命令に對しては、日本共產黨は、朝鮮の皆さんと同じく絶対反対し、皆様と一緒に共同闘争を展開しております。朝鮮獨立と朝鮮教育自主は、絶対死守しなければならぬ事項である、ということは、朝

鮮の皆様は心肝に微しくはなくてはならぬ。朝鮮人学校閉鎖命令反対闘争は、朝鮮皆様の同胞が、下関や、岡山や、神戸において活発に展開せられ、多数の犠牲者を出しておられるのである。本日皆様が行われる闘争が、もし敗北せられたら、これら多くの犠牲者が浮ぶことができないのであります。ゆえ、本日、この闘争は、皆様が死しても目的達成に奮闘せられなければならない。わが共産党においても、皆様の必死の雄叫びに對し全面的に支持して、ともに共同闘争を開始したのである。現に大阪府廳内には、われわれの同志が、皆様の来るのを待っているのである。皆さん、本日の闘争は、朝鮮人の死活問題であるから、大なる奮闘のほどお祈りいたします。『さういふメッセー』を送り、あるいは大手前公園におきましては、朝鮮人連盟の幹部諸君が、代るく演説をしたことはもちろんであります。あるいは岡山の代表という婦人であり、岡山では正々堂々と闘つて、遂に知事を屈服せしめて勝つた。しかるにこちらではまだ解決していないというのは残念である。大いにやつてもらいたいといううなことを演説し、あるいは日本共産党の川上貫一君は、朝鮮人教育問題は、朝鮮を奴隷化するものであり、働く人民大衆を無知に追いこまんとする支配階級の陰謀であり、これが青田内閣の性格である。この闘争に負けたり、さらに大なる弾圧が続くであろう。学校閉鎖は単に教育問題ではなく、民族闘争であり、階級闘争である。この重大意義を認識して強力に闘争してもらいたいといううな趣旨は大同小異であります。代るく激

励の演説をいたしておるのであります。そこで午後一時ごろ二千人ほどの群衆がどつと府廳の中になだれこみまして、五十人ほどの警官が中を護つておつたのであります。結局知事室に殺到をする。そして代表的な行動部隊といううな人々が、むりに府知事に面会を求めました。府知事が留守でありましたために、副知事が面会をいたしましたのであります。副知事の室で会談時間になだれかけであります。結局同じような問答が繰返され、譲歩するわけにはいかぬのであります。そこで果しがないと見まして、副知事は四時半ごろ裏のドアから脱出をいたしました。府廳外に出てしまつたのであります。そのことがわかります。なぜ副知事を逃したか、裏切つたといううなこと騒動が起りまして、それが日々傳わりまして、一大混乱に陥つたのであります。そこで警官が出動いたしました。そのころまでは約四千五百ほどの警官が府廳の周囲をとり巻いたのであります。多少のけが人が出しながら、さいわいに解散させることができたのであります。しかし相当乱暴狼藉をいたしました。器物を破壊し、ドアもけ破るといううなこと

ありますが、神戸では四月十日に閉鎖命令を出しまして、十二日を限り明け渡すべきことを求めたのであります。が、應じない。かえつて四月十五日には数百名の朝鮮人諸君が府廳に押し寄せまして、そのうち七十名は副知事室にがんばりまして、面会を強要してやまなかつたのであります。結局徹夜で室にがんばつたといううな状況であつたのであります。そこでいよいよ住居侵入であり、求められて退去せざるものから七十名を拘留いたしました。六十五名を拘留に処したのであります。毎日釈放運動が裁判所、検察廳に向つて行われたことは、申すまでもないのであります。そこで閉鎖命令を履行に移すべく、神戸市長は仮処分を裁判所に申請をいたしました。決定がありまして、執達吏が二宮、神田、神樂の三校にまいることになつたのであります。しかしいづれも朝鮮人が占拠したておりました。たやすくは執行することができないであらうというところから、二宮、神田の両小学校には百五十名ずつの警官を連れていつて辛うじて執行することができたのであります。神樂小学校は千二百名の朝鮮人が占拠したておりました。いろいろ努力いたしましたが、ついに執行不能に終つたのであります。そこでこれは何とかしなければならぬ。その対策を協議しなければならぬということになりました。翌四月二十四日午前九時半から兵庫縣廳三階西南隅の知事室に、岸田知事、吉川副知事以下縣廳側から数名、それから小寺市長、警察長その他数名、それから渉外連絡局長市丸敏正、次席

検事といううな合計十六名が集まつて、この仮処分をさらに強行的にやるべきであるか、しばらく延期すべきであるかといううな問題と、さらに二十六日に予定されておりました数万人のデモンストレーションに對して、どういふ対策をとるべきであるかといううなことに對して協議をいたしておつたのであります。内部に通報する者があつたものと、これらの人々がこの部屋に集まつておるといふことが朝鮮人側に知れまして、十時半ごろから二、三人あるいは五、六人ずつ、ぼつぼつと縣廳の周囲に集まつてまいりまして、十一時ごろ数百人に達するや、一挙になだれこんでまいりまして、知事室の前に陣取つて大多数はそこに坐りこみ、それから少数の人々は強引に中に入れるといううことで、怒号するといふうなことに相なつたのであります。しばらく戸を閉ざして中から押えておつたのであります。遂に体当たりで戸を蹴破り、さらに知事の控室から本室の方に壁でさきざき入っておりますが、その壁は比較的弱くできているために、これを破りまして、さうしてみな壁をくぐつてはいつてくるといううなことに相なりまして、知事室を数十人の朝鮮人諸君が占拠してしまつたのであります。さうしてまず卓上の電話三台をたたき落して電話線を切ります。机の上のガラスは打破る。あるいはその他の器物、ガラス、机、椅子すべてを相当こわしまして、しかる後談判に着手したのであります。同じような問答が繰返されまして、閉鎖命令を撤回せよ、撤回できないといううなことであつたのであります。午後二時ごろこの事態を開

きまして、日本の警察官は外にみなおりますけれども、スクラムを組んで朝鮮人が門から通路全体に充満しておるために、どうしてもはいれないのであります。袋のねずみのように行き詰りのやうな部屋でありまして、窓を開けて梯子か何かで街上に降りるよりほかに脱出する途のない部屋であります。から、そこで危険であるといふことを感じまして、進駐軍の憲兵隊クルツブ氏が、下士官二名を連れて、さうして救援すべく、この朝鮮人の列をわけてはいつていつて知事室に到達したのであります。それで朝鮮人諸君に退去を命じたのであります。が、さきさきいので、ピストルを向けたのであります。が、朝鮮人諸君はみな胸を抜けて、撃て、われわれは命などを惜しんでここに來ておるのではない、撃つなら撃て、さう言つて進駐するといふうな態度でありましたがために、クルツブ大尉も少数の弾丸で解決し得る問題ではない。もつと強力なるものを動かすはかばかしいといふことから、一應その場を引揚げまして、さうして他の対策に出でようとしたのであります。神戸における地区の最高憲兵司令官はメーヨー准将でありまして、さういふこの日京都に出張いたしておりました留守であつたのであります。この司令官の指図を仰ぐことができなかった。それが一つは事態を不幸ならしめたのであります。が、對談数時間に及んで、さうしても知事を殺せ、何をさす、さうしているかといふうな叫び喧々囂々たるものであります。たえず街上におる。廊下においても騒ぎが起つて、いかなることになるかわからぬと

過の概要は以上の通りであるといふことを申し上げて終る次第であります。
○鐵冶委員長代理　それでは本日はこれにて散会いたします。次会は追つて公報をもつてお知らせします。
午後二時三十九分散会

いうことから、遂に岸田知事は意を決して撤回するということを宣言したものであります。それならそれを書いて渡してもらいたいということから、書いて渡す。そうすると、勾留せられていた六十五名は、この閉鎖命令に対して抵抗したために捕えられたのであるから、閉鎖命令が撤回された以上釈放せらるべきものであるという主張をいたしました。一照知事が撤回いたしました以上は、根拠を失うことになるわけでありまして、やむを得ず機事正も釈放指揮に署名をしたということでもあります。次席機事がこの指揮を持つて裁判所に朝鮮人に護られて参りまして、そして釈放を完了して帰つて来た。そうすると、今ここでやつた乱暴に對しては一切処罰をしないという一札を付せ、こういうことになりまして、それも渡すのやむなきに至つた。そこで朝鮮人諸君は一齊に引揚げて行つた。こういうような経過になつてゐるのであります。そこで引揚げたのが五時ころでありまして、その後一時間ほどしてメノハ一准將はお歸りになつた。それでこの経過を聴かれました。これは容易ならぬことである。地方政權に對する一つのクーデターであるという御見解から、第八軍司令部に連絡せられました。ただちに非常事態の宣言を行つた。本日この暴行その他に参加いたしました者、全部これを檢査する、こういう方針を決せられました。夜の十一時ころ知事、市長、機事正等を招集せられました。非常事態を宣言するとともに、これらの檢査について協力すべきことを命ぜられたのであります。その夜半から当日参加したと目すべき人々は統々檢査せられることになつたのであります。私の参りましたとき千百余名が檢査せられておりましたが、その後の報告によりますと、千百余名に及んだようであります。比較的輕い者六百名は釈放いたしました。千余名が留置せられてゐるわけでありまして、メノハ一准將が私に語られたところによりますと、大体重き者は軍事裁判で審議する、そして処罰した上で朝鮮に送り還すという御方針のようであります。輕き者は言葉その他の關係から、日本の裁判權に移譲するゆゑに、日本の裁判所は、檢察廳も人員を増加して、敏速果敢にこの裁判を處理すべきことを要請せられてゐるのであります。これが神戸の二十四日の騒擾の顚末でありまして、これもまた日本人が七名参加いたしておりました。共產黨員が主であります。神戸の市會議員の方も、今ちよつと名前を失いましたが、これに参加いたしておられたわけでありまして、それから二十六日の二回目の大阪における騒擾であります。これは第一回で成功しなかつたからして、さらに二十六日を期して二万の大衆を動員して、そうしてその圧力のもとにぜひ命令を撤回せよ、こういうようなことで、戸別訪問のようなことをし、あるいは米の供出をしお金を出させる。これは他府縣から應援に來たところの人の食糧とし、旅費とするもののように思われるのであります。そうして猶々計画を進めておつたようであります。情報によりますと、前の晩、二十五日の晩に朝鮮人連盟本部において、明日の大会のやり方について議論がありまして、あくまで合法的に穩健にやべしと言ふ者と、死を賭しても闘ふべし、警察または進駐軍等が彈壓を加えた場合には、死力を盡してこれに抵抗して闘つて勝つという態度でいかなければならぬという議論が二つにわかれました。夜を徹して議論が交換されたが、結局結論を得るに至らずして、大会に臨んだといふふうには傳へられてゐるのであります。この日も朝から三箇所に支部大会を開きまして、そしてその支部大会でそれ／＼人員を整えた上、正午ごろまでに大手前公園、縣廳前に集合したしたのであります。集合した人員約二万名であります。そして代表者を立てまして、このときは代表者五名に限り面会するという條件がついておりましたために、知事室の外までは二千人くらいの人々が皆縣廳内にはいつてきたのであります。部屋の中には五名だけ入れまして、そうしてしきりに交渉を継続したものであります。結局同じことの問答であります。から、午後一時くらいから午後四時ごろまでに及んで解決ができません。事態を憂慮いたしておりました大阪軍政部長クレグ大佐は、今一人の中佐を伴われて知事室にはいつてこられました。はてしがないから、会談はこれで打切るべし、ということを命ぜられたのであります。同時にこの群衆を平穩裡に解散せよ。こういうことを命ぜられました。警察局長に命じて解散の手続をとらせただけであります。そのため代表者五名がしつゝ人に、メガホンをもつて警察局長の命令を公園の群衆に傳へさせたのであります。容易に動く形勢が見えないで、かえつて騒ぎが大きくなる一方でありましたので、余儀なくクレグ大佐等の了解もありまして、強制手段を用いてよろしい。こういうことでありました。ために、ポンプを出してホースで水をかけるということ、大部分の群衆を散らしたのであります。が、なお青年朝鮮連盟の諸君などは、水に濡れまして、かえつて風を扇ぐが如く行進を継続し、縣廳の中にはいつてこようとするような氣勢を示しました。あるいは石を投げて警官に挑む、あるいは卵の中に唐辛子を入れてこれを目潰しにして、眼が見えなくなつたときに袋たたきにするといふようなことが行われまして、余儀なくビストル等をもつて威嚇するといふようなことに相なりまして、ビストルも若干発射いたしましたのであります。その犠牲であるかと存じますが、十六才の少年がビストルに撃たれてけがをして、その晩日赤病院で運んで死亡するにいたつたといふことが傳へられておるのであります。その死因等については、解剖に附して詳細にあつて報告するといふことになつておるのであります。その点は未だ報告を受けておらないのであります。警官の方でも打撲傷三週間以上の治療を要するような者を初めとして、三十数名のけが人を出しておるのであります。しかしさいわいにしてそういう騒擾がありましたけれども、結局解散せしめることに成功したものであります。神戸のような撤回といふような事態に到達せずして済んだことは、不幸中の幸いであるわけでありまして、これが神戸、大阪における當時の輿情でありまして、これについていろいろ感想のようなものもあります。これに基づいていろいろ考へるべきことがあるのであります。それらは別に申し上げることにしまして、経

昭和二十三年七月六日印刷

昭和二十三年七月七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局